

4 受動喫煙防止対策に対する厚生労働省の支援事業

助成金制度

次の条件に合致した場合に、喫煙室の設置費用の1/2（上限200万円）が助成されます。

- ① 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- ② 次の表のいずれかに該当する中小企業事業主であること。

業種	常時雇用する労働者の数	資本金の規模
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
上記に該当しない業種	300人以下	3億円以下

- ③ 一定の基準を満たす喫煙室または換気装置を設置する事業であること。（換気装置の設置への助成は宿泊業・飲食店を営んでいる事業場に限ります。）

着工前に各地の労働局（健康課または健康安全課）へ申請書を提出する必要があります。詳しくは、各都道府県労働局にお問い合わせください。

相談窓口・説明会（すべて無料）

受動喫煙防止対策について、電話相談を行っています。「社内の意見がまとまらない」「助成金制度を活用したいけど、要件を満たしているかわからない」「設置した喫煙室の具合が悪い」などの悩みをお持ちの事業主の方、お気軽に電話ください。

相談ダイアル：050-3537-0777

必要に応じて、専門のコンサルタントを現場に派遣して、実地指導も行います。また、企業の研修や団体の会合に講師を派遣し、出前講座を行います。

※平成26年度受託事業者：株式会社インターリスク総研

測定機器の貸出し（すべて無料）

事業場内の空気環境把握のために、デジタル粉じん計と風速計の無料貸出を行っています。設置した喫煙室の機能の確認や事業場内の環境の現状把握などにぜひご活用ください。

また、事業場に訪問して、実際の測定や測定方法の評価方法を説明します。

申込受付ダイアル：03-5600-1100

※平成26年度受託事業者：柴田科学株式会社

株式会社インターリスク総研は厚生労働省が実施する受動喫煙防止対策に全面的に協力しています。

株式会社インターリスク総研

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス
TEL 03-5296-8947 FAX 03-4296-8942

<http://www.irric.co.jp>

職場の受動喫煙防止対策

平成26年6月25日に
労働安全衛生法の一部を改正する法律が公布されました！
まずは、事業場の現状などを把握して、
あなたの職場で実行可能な対策のうち
最も効果的な対策を行うように努力していきましょう！

受動喫煙とは？

室内またはこれに準ずる環境において、
他人のたばこの煙を吸わされることです。

受動喫煙にひそむ危険とは…

胎児への
影響も！

受動喫煙によって 引き起こされる体への影響

肺がん、急性心筋梗塞、
妊婦が受動喫煙を受ける
ことによる低出生体重児の
発生率上昇など

年間
6,800人！

受動喫煙による 死者数の推計

- 受動喫煙による肺がんと虚血性心疾患の死亡者数は、年間約**6,800人**。
- そのうち職場での受動喫煙が原因とみられるのは約**3,600人**。

厚生労働省の研究班「今後のたばこ対策の推進に関する研究」より

さあ、受動喫煙防止対策をしましょう！

厚生労働省



作成：株式会社インターリスク総研

（平成26年度厚生労働省委託事業「職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援業務」受託事業者）

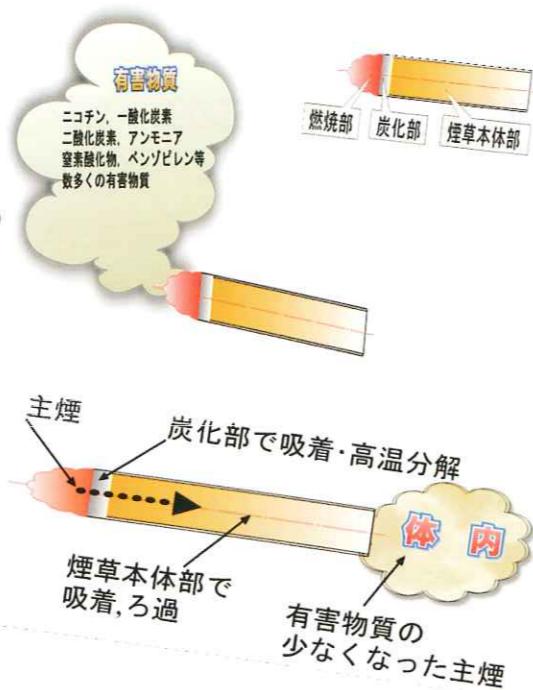
1 受動喫煙の害

タバコの先から出る煙を「副流煙」といい、喫煙者が吸い込む煙を「主流煙」といいます。副流煙には主流煙よりもニコチン2.8倍、タール3.4倍、一酸化炭素4.7倍も有害物質を多く含んでいると言われていますし、発がん性のあるベンゾピレン、ニトロアミンなども含んでいます。

一方、主流煙は煙の量は多くても有害物質は逆に少なくなります。

タバコを吸わない人は、受動喫煙によって、吸った人の吐き出した主流煙と副流煙の混合物を吸うことになりますが、約85%は副流煙といわれています。

思ったより、受動喫煙は有害性の高いものなのです。



2 受動喫煙を防止するためには？

下に示したのは、効果的な受動喫煙防止対策の一例です。受動喫煙を完全に防止するためには、「全面禁煙」または「空間分煙－喫煙室の設置」が推奨されます。

区分	対策	効果・性能
全面禁煙	敷地内全面禁煙	最も望ましい。 設備投資の費用は不要だが、喫煙者の理解を得ることが必要。
	建物内全面禁煙 (屋外喫煙所の設置)	設備投資は必要だが、施設の維持費は空間分煙（喫煙室）より安い。 屋外喫煙所の設置場所に配慮が必要。
空間分煙	喫煙室の設置	空間分煙の主流。設備投資や維持費がかかる。 喫煙室の要件 粉じん濃度 0.15mg/m³以下 一酸化炭素濃度 10ppm以下 非喫煙場所との境界において 喫煙室へ向かう気流 0.2m/s以上

3 受動喫煙防止対策の取り組み



経営者と管理者と労働者が全員参加して、タバコを吸う人と吸わない人が、お互いに理解し合って受動喫煙防止に取り組みましょう。

一般には社内に委員会を設置して、

- ① 基本方針の策定
- ② 担当責任者の選任
- ③ 喫煙行動基準

などを定めて推進することになりますが、喫煙者と非喫煙者との相互理解が欠かせません。喫煙に関する教育を行い、喫煙者と非喫煙者の意見を十分聴き取りましょう。



設備の準備

受動喫煙防止対策の社内合意が得られれば、次は設備対策です。事業場の実情を鑑みながら、全面禁煙、空間分煙などから実施可能な対策のうち最も効果的な対策を選択しましょう。

右下の写真は喫煙室の一例です。

喫煙室の出入口を開放した状態で 0.2m/s以上の吸い込み気流 が確保され、喫煙室内の 粉じん濃度が0.15mg/m³以下 となり、 一酸化炭素濃度が10ppm以下 となることが望ましいです。

喫煙室を設置した場合は、定期的に室内の粉じん濃度や入り口における風速を測定するようにしましょう。

また、設備面（ハード面）の対策だけではなく、喫煙場所の表示、受動喫煙の健康影響に関する教育や妊婦や未成年への配慮など、ソフト面の対策にも積極的に取り組みましょう。



衛生委員会で検討

検討事項

喫煙対策施設の整備
喫煙者の守るべき行動基準
全員参加の喫煙対策推進

具体的な内容

全面禁煙(敷地内、建物内)
空間分煙(喫煙室)

問題点

屋外排気と喫煙室の空気環境確保
冷暖房負荷の検討
屋外喫煙場所
(建物から十分離す。逆流防止。
ポイ捨て禁止)
喫煙者の禁煙努力
(禁煙ガム。バッヂ。カウンセリング)